

第3回
竹原市景観計画策定委員会
議事録（概要版）

日時：令和2年10月15日（木）

14：30～16：00

場所：竹原市人権センター1階 会議室

竹原市建設部都市整備課

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

議題1 景観計画（素案）第1章～第3章について

議題2 重点地区の指定及び景観形成の方針について

議題3 良好な景観形成のための行為の制限について

議題4 景観重要建造物，景観重要樹木，景観重要公共施設について

3 その他

(1) 竹原市景観17選一般投票について

(2) 今後のスケジュールについて

4 閉会

○ 出席者（9名）

柴田 久 委員

今川 朱美 委員

三藤 芳輝 委員

岡田 文夫 委員

荒川 幸子 委員

橋本 清勇 委員

山元 禮子 委員

中野 参事（栢委員代理）

河原 参事（河村委員代理）

○ 欠席者（3名）

広岡 晃三 委員

山野 隆明 委員

新谷 章文 委員

○ 事務局

新谷 副市長

影田 建設部長

西吉 都市整備課長

新潟 文化生涯学習課係長

《事務局庶務 都市整備課》

伊藤 係長

山道 主任技師

笠崎 技師

1 開会

○事務局

- ・ただ今より、第3回竹原市景観計画策定委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ本委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。
- ・前回の第2回委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面審議とさせていただきますので、委員の皆さまがお集まりになるのは約1年ぶりとなります。また、本日は委員長がオンライン出席となっております。委員長より一言お願いいたします。

○委員長

- ・最近では感染者も落ち着いてきておりますが、大学の出張自粛要請により、今回はオンラインで出席させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

○事務局

- ・それでは、開会にあたりまして竹原市副市長よりご挨拶を申し上げます。

○副市長

- ・委員の皆様方には、日頃から本市の景観行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして御礼を申し上げます。
- ・平成16年に景観法が施行され、各都市で美しいまちづくりに向けた取組が進められております。こうした中、現在の本市の景観づくりとしては、伝建地区など一定の地区において建築物等の規制はありますが、市全体としては県が定める広島県景観条例に基づく大規模建築物等の届出と広島県屋外広告物条例に基づく許可事務となっております。
- ・本市には多くの魅力的な景観があり、昨年度に募集を行いました竹原市景観17選には、四季折々の美しい自然や建築物の景観に加え、地域の伝統行事、農作業の様子や子供たちの登校風景など、様々な素晴らしい景観写真のご応募がありました。
- ・これらの美しい景観を将来に残していき、さらに、本市の特色を生かした景観づくりや屋外広告物の規制等に取り組むため、県との協議を経て、本日10月15日付けで竹原市は県に代わって景観行政事務を行う景観行政団体となりました。
- ・現在ご審議いただいている「竹原市景観計画」の策定、また今後は「竹原市景観条例」と「竹原市屋外広告物条例」を制定し、地域住民の皆さまなどとも連携し、景観を守り、景観を活かしたまちづくりを進めていければと考えております。
- ・本日はまず、今までの委員会の振り返りとして、景観計画の第1章から第3章でお示しする内容を事務局からご説明させていただき、その後、本日の主な審議内容となります「重点地区の指定及び景観形成の方針」、「良好な景観形成のための行為の制限」、「景観重要建造物等の指定方針」についてご審議賜りたいと考えております。
- ・本市の特色ある景観形成の策定に向けて、委員の皆様には忌憚のないご意見を頂ければと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

- ・まずは委員会の成立についてご報告いたします。本日は12名中9名の委員の方にご出席を頂いており、過半数の出席となっておりますので、設置要綱第6条第2項の規定により委員会は成立しております。
- ・続きまして、議事録の公表についてご説明いたします。本委員会で議論する景観計画は、本市の景観形成に関する方針や目標、行為の制限などを示す重要な計画であり、計画の内容や議論経過について、広く市民に周知する必要があると考えております。このため、委員会での議論の内容を要約した議事録を、発言した委員名をブランクにして、委員会の状況写真及び委員会資料とあわせて、市ホームページで公表させていただきます。
- ・それでは、議事に入りたいと思います。本日は委員長がオンライン出席のため、議事進行は副委員長をお願いいたします。

2 議事

○副委員長

- ・本日は気持ちの良い会議を行えればと考えておりますので皆様よろしくをお願いいたします。
- ・それでは、議題1の景観計画（素案）第1章～第3章について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・資料1と参考資料1をお手元にご用意ください。参考資料1は、これまでの第1回委員会と第2回委員会でご説明させていただき、委員の皆さまに議論いただいた内容を計画書として文言のみ取りまとめたものとなっております。
- ・資料1は参考資料1を抜粋したもので、議題1はこちらでご説明させていただきます。

【議題1説明（資料1の3頁～17頁）】

○副委員長

- ・ただいまの事務局の説明について、ご意見等はございますか。

（ 意見なし ）

○副委員長

- ・議題2の重点地区の指定及び景観形成の方針について、議事3の良好な景観形成のための行為の制限について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・議事2と議事3は関連する内容となっております、あわせてご説明させていただきます。

【議事2と議題3説明（資料1の18頁～42頁）】

○副委員長

- ・ただいまの事務局の説明について、ご意見等はございますか。

○委員

- ・重点地区の行為の制限について、例えば町並み保存地区の場合は周辺の開発行為や山林の整備が景観に大きく影響するよう思う。重点地区は制限の基準を設け、基準に適合していなければ勧告があるとのことでしたが、重点地区の周辺の地域についても行為の制限や何らかの配慮、指導が行われるのか。

○事務局

- ・市全域については、現在も県の景観条例により一定規模以上の行為は届出を出すこととなっており、今後制定する竹原市景観条例も、重点地区以外の地域は県の条例に準拠した内容を定め、現在と同じく届出を出していただくことを考えております。
- ・届出についても一定の基準はあるので、それに適合していなければ勧告を行うことはできます。

○副委員長

- ・伝建地区から眺めた時に景観を阻害するものがあつた場合についても指導等を行なう。基準等の内容については、次回の委員会で審議するとのことによいですか。

○事務局

- ・本日はまず重点地区の区域を諮らせていただき、区域に問題がなければ今後詳細な検討を行って基準等を定めます。市全域についても同様に基準の検討を行い、基準等の内容は次回の第4回委員会で諮らせていただきます。

○委員

- ・景観には造成も入ってくると思うが、現在行っている長生寺の裏の防災工事は、完成後もコンクリートのままなのか。西方寺の裏は、コンクリートを茶色に着色して違和感がないが、長生寺はあのままだとしたら景観を阻害していると感じる。

○事務局

- ・長生寺の裏は災害復旧関連工事として広島県が工事を行っており、将来的にもコンクリートのままと聞いております。災害復旧は原形復旧が前提となっており、また、現在は景観の規制等がないためこのような状況が発生しております。
- ・こういう状況にならないようにするのも景観計画を定める趣旨であり、今後、同様の工事については施行者と協議しながら進めたいと考えております。

○委員

- ・重点地区の設定は、地域住民の方との合意形成を図りながら進めるとのことでしたが、資料1の16ページには景観づくりや地域づくりの活動がある地区が既に示されています。住民の方との一定の理解が得られた地区として、この重点地区の4地区を設定されたのか。

○事務局

- ・まだ住民の皆さまへの直接の合意形成は行っておらず、市民アンケート等で住民意向が強かった地区や既存の活動がある地区等を候補選定のプロセスに入れて、重点地区の選定を行っております。
- ・本日の第3回委員会と次回の第4回委員会で、重点地区の区域や規制の内容等を委員の皆さまに議論して頂き、規制の内容や基準等が決まった段階で、町並み保存地区周辺や忠海市街地周辺、竹原駅前周辺等での住民説明会を行い、合意形成を図る予定としております。

○委員

- ・景観形成の基本方針のところで「一人ひとりの力をつなぐ」という協働の視点が盛り込まれており、住民説明会は行政の一方的な説明になるのか、それとも住民の意見を積極的に聞いていくのかがポイントになると思う。一定の規制が発生することなので、住民の方の意見を十分に入れていただくようお願いしたい。

○事務局

- ・ただ規制が発生するだけではなくメリットもありますので、そこをしっかりと住民の方に説明し、行政ができること、地域ができることも説明して、住民・行政一体となって将来にわたり美しい景観づくりを実施していくことにご理解を頂けるよう努めたいと思います。

○委員

- ・他県市の景観計画の運用の実情として、一番議論になるのが景観形成基準の設定の仕方です、分かりやすいのは40ページの色彩ですが、彩度の高い色の使用は避けるとされています。
- ・特に竹原シンボルロード周辺は、町並み保存地区からの眺望として色彩等が課題になると思いますが、景観計画で「眺望景観への配慮」とか「彩度の高い色の使用を避ける」といった数値ではなく文章による抽象的な表現で色彩規制を行おうと考えているのか、例えば、広告物の規制は屋外広告物条例での規制の仕方もありますが、現時点で色彩の景観形成基準をどのような形で行おうと考えているのかお聞きしたい。

○事務局

- ・竹原シンボルロード周辺には、大型店舗等の色んな色彩の看板があり、西方寺の眺望から見える一定の高さ以上にある派手な色彩の看板等は何とかしたいと考えております。

- ・一つの目安として高さ何m以上の看板については明確な数値基準を設け、屋外広告物条例で規制することを考えています。
- ・今あるものを今回の規制ですぐに解決することは難しいですが、今規制を行えば、今後の改修などの時には市で設定した景観形成の基準、例えば茶色系統や白色などの明度や彩度を落とした看板にして下さいということができるかと考えております。

○委員

- ・重点地区に現在4地区が指定されており、その理由として上位関連計画や市民意向、地域づくり活動などの状況を踏まえてとのことですが、これは永遠に4地区なのか、一定期間の10年間とかなのか、また、今後見直しを行うことがあるのか教えていただきたい。

○事務局

- ・現在、景観計画をつくっている最中であり、関連計画や地区の現状等を踏まえて、現在はこの4地区が重要として重点地区の指定を考えております。
- ・今の段階で10年とか20年での見直し等は考えておりませんが、大きな社会情勢の変化や何か景観に関する市の施策等が動いたときには重点地区の箇所を増やすとか区域を変えることはあるとは思いますが、現時点ではこの4地区での指定としてご説明させていただきました。

○委員

- ・竹原市は昔の村から発展して今の市の形となっており、歴史の趣きが残る地区がこの4地区以外にもあると思う。例えば今後、重点地区の取組みなどをみて他の地区で住民の意向が高まってくる可能性もあり、4地区は当面のことなのか、永遠にこの4地区なのかということは考えておく必要があると思う。

○事務局

- ・景観計画を策定し、今後は市民の皆様への景観に対する意識醸成の取組みも当然行っていきます。その中で自分達の地区も景観をもっとこうしていきたいという動きが出てくれば、市として喜ばしいことであり、その場合は重点地区の設定や変更、また、別の手法等での景観づくりの取組も考えていきたいと思えます。

○委員

- ・賀茂川の再生については15～16年前から会議がある度に市にお願いしてきましたが、現在は再生により川が綺麗になりとても喜んでおります。
- ・それともう一つ、現在はシャッター街になっている竹原駅前商店街の再生・利用について、どの程度進んでいるのでしょうか。

○事務局

- ・竹原駅前商店街と本川通りは今回重点地区に指定し、何らかの景観ルールをつくって、景観の観点から賑わいを感じられる取組みを行いたいと考えております。
- ・このエリアについては、9月に社会実験を実施し、市民の方が居心地よく滞留できる場所づくりを行い、子供たちをはじめ多くの方に集まっていただきました。
- ・空き家や空き店舗を解消してお店等が増えればとは考えておりますが、まずは人が集まって滞留してもらえるにぎわい再生の取組を現在進めており、社会実験の実施や駅前エリアに重点を絞ったビジョンを作成しているところです。近々市としての取組み方針などをお示しできると思います。

(その他意見なし)

○副委員長

- ・議題4の景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・議事4について、ご説明させていただきます。

【議事4説明（資料1の43頁～51頁）】

○副委員長

- ・ただいまの事務局の説明について、ご意見等はございますか。

○委員

- ・景観重要建造物の候補の中に日の丸写真館等の民間や個人所有物が入っており、指定をすると所有者は一定の制約を受けることになると思う。これに対して優遇措置などがあるとの説明がありましたが、具体的にはどういうものがあるのか。また樹木についても管理するには年間かなりお金がかかるため、どのような優遇措置があるのか、メリットがあるのか等を教えていただきたい。

○事務局

- ・他市町では景観重要建造物について建物の固定資産税の一部減免や改修への助成などを行っているところがあります。
- ・竹原市がどうするかはまだ具体的には決まっておりませんが、当然個人に大きな負担がかかってくることなので、税制措置や支援制度、樹木についても同様に保全や維持管理の支援など、市で出来ることを今後検討していきたいと考えております。

○副委員長

- ・景観計画に指定の方針だけ定めて、実際に対象物を指定していない事例がたくさんありますが、竹原市は今後どうされる予定なのか。

○事務局

- ・景観計画を策定したのち、現在の策定委員会を景観審議会として、各候補について来年度以降に審議会に諮り、景観重要樹木や建造物を決定する方向で進めていきたいと考えております。

(その他意見なし)

○副委員長

- ・それでは、本日の議事はここまでとなります。
- ・最後に次第3のその他として、事務局から説明をお願いします。

○事務局

- ・報告事項として2点、竹原市景観17選一般投票と今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

【説明（資料1の53頁～54頁）】

○副委員長

- ・ただいまの事務局の説明について、ご質問等はございますか。

○委員

- ・景観条例はいつから制定されようとしているのか。今後、県の条例から外して市の条例にされると思いますが、そのスケジュールの流れを教えてください。

○事務局

- ・景観計画自体は4月の策定委員会後、5月に竹原市都市計画審議会に諮り、計画策定となります。その後、景観条例や屋外広告物条例を議会に上程していきますが、その前に広島県の条例改正の手続きがありますので、竹原市の条例を制定するのは県の条例改正後となり、早くて9月、場合によっては12月になると考えております。
- ・広島県の都市計画課や環境保全課と調整して、スムーズな流れで手続きを行っていただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(その他意見なし)

4 閉会

○事務局

- ・委員のみなさまにおかれましては、貴重なご意見をありがとうございました。本日の意見を踏まえ、引き続き景観計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。
- ・次回の委員会は、12月末頃を予定しております。日程につきましては、委員の皆様と調整をさせていただき、改めてご連絡させていただきます。
- ・以上をもちまして、第3回竹原市景観計画策定委員会を閉会いたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。